

別添 1

○昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>三 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局であつて、<u>総務大臣が別に定めるところにより公示する者が、総務大臣が別に定める手続に従つて行つた</u>法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>四〜六（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 空中線電力が二〇〇ワット以下のアマチュア局であつて、<u>株式会社又は有限会社（アマチュア無線用機器の製造業者及び販売業者、又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるものを除き、総務大臣が別に定めて公示するところによるものに限る。）</u>により、<u>総務大臣が別に定める手続に従つて</u>、法第三章の技術基準に適合していることの保証を受けた無線設備を使用するもの</p> <p>四〜六（略）</p>